

## 監査委員公表第605号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定に基づき実施した臨時監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年3月31日

大分県監査委員	首	藤	博	文
大分県監査委員	柳	井	貞	美
大分県監査委員	濱	田		洋
大分県監査委員	尾	島	保	彦

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の対象

監査日の属する月の前々月末までの6か月間における旅費、その他需用費等の事務的経費及び現金出納事務、その他必要と認めるもの。

#### 2 監査の実施

知事部局、教育庁及び教育機関並びに警察本部について、平成28年5月31日から平成29年2月1日までの期間において実施した。監査対象機関数の内訳は次表のとおりである。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

	監査対象機関数
知事部局	15
教育庁及び教育機関	11
警察本部	1
合計	27

#### 3 監査の主眼

旅費、その他需用費等事務的経費の適正支出が確保されているか、また、現金出納事務ほか日常事務が適正に処理されているかを主眼として実施した。

### 第2 監査の結果

監査を実施した27機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり3機関において、1件の指摘事項と2件の注意事項があった。

その他の機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

#### (1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ② 故意又は重大な過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④ 著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

#### (2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの

- ② 過失が認められるもの
- ③ 事務処理等が適正を欠くもの
- ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

### 1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(教育庁及び教育機関)	
教育財務課	県立学校機械警備業務の長期継続契約について、一般競争入札を行ったのち、長期にわたり契約を締結することなく、業者に業務を行わせている事例が認められた。

### 2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・生活環境部)	
大分県消防学校	資金前渡による交際費の支出について、精算手続が長期にわたり行われていない事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)	
佐伯土木事務所	現金出納事務について、証紙売りさばき代金等として領収した現金を会計規則に定められた期日を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。

### 3 監査の執行状況

監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
(知事部局)	
中部振興局	平成28年12月9日
豊肥振興局	平成28年10月31日
豊肥振興局豊後大野水利耕地事務所	平成29年1月20日
西部振興局	平成28年11月25日
佐伯県税事務所	平成28年12月9日
二豊学園	平成29年1月20日
生活環境企画課	平成28年10月14日
大分県消費生活・男女共同参画プラザ	平成28年12月16日
大分県消防学校	平成29年2月1日
大分県立日田高等技術専門校	平成28年6月17日
大分県立農業大学校	平成28年9月29日
玖珠家畜保健衛生所	平成28年6月23日
佐伯土木事務所	平成28年10月21日
豊後大野土木事務所	平成28年10月31日
竹田土木事務所	平成28年9月30日
(教育庁及び教育機関)	
教育財務課	平成29年1月20日
先哲史料館	平成28年9月13日

大分県立杵築高等学校	平成28年 8 月 31 日
大分県立大分豊府高等学校	平成28年 8 月 29 日
大分県立大分西高等学校	平成29年 2 月 1 日
大分県立日田三隈高等学校	平成28年 7 月 14 日
大分県立日田林工高等学校	平成28年 6 月 21 日
大分県立中津南高等学校	平成29年 1 月 30 日
大分県立中津北高等学校	平成29年 1 月 30 日
大分県立中津東高等学校	平成28年 5 月 31 日
大分県立大分豊府中学校	平成28年 8 月 29 日
(警察本部)	
日田警察署	平成28年12月16日